

知事発言要旨

- 埼玉県におきましては、4月20日からまん延防止等重点措置を、また、8月2日から緊急事態措置を実施いたしてまいりました。県民、事業者の皆様には不要不急の外出自粛や営業時間の短縮など、様々な御協力をいただいております。
- 本県の1日当たりの新規陽性者数は、昨日は78人、そして今日も二桁の97人となり、7月5日以来の100人を下回るレベルになっております。また、病床や重症病床の使用率も緊急事態宣言の目安となるステージⅣの基準、50%を下回っております。
- 改めて多くの県民の皆様、そして、事業者の皆様には、危機感を持っていただき、そして、感染防止対策を徹底していただいたことに対し、心から感謝を申し上げます。本当にありがとうございました。
- しかしながら、病床や重症病床については、現在のところステージⅢであり、療養者のレベルも極めて高いレベルにあります。従って、すべての措置を緩和する段階には残念ながら至っていないと考えています。
- そこで、一昨日になりますが、国に対して首都圏の一都三県の知事連名で、段階的な緩和に向けた具体策を基本的対処方針に明記するよう要請を行いました。
- 先ほど、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部が開催をされ、本県を含む19の都道府県を対象とした緊急事態宣言の解除が決定されました。

- この決定を受け、再度の感染拡大を防止するべく、本部会議において10月1日以降の措置等、いわゆる段階的緩和措置の内容等を決定したいと考えています。
- 引き続き感染状況が改善するのであれば、コロナ禍においても一定の経済・社会生活を再開することが可能となります。再度の感染拡大をなくさなければ、措置の最終的な緩和にはつながることはありません。
- 一部、今回、緩和をしたいと考えてはおりますが、昨日の専門家会議においても、緩和には必ず感染リスクが伴うとの厳しいご指摘をいただきました。
- 県民、そして事業者の皆様には、引き続きご不便をおかけすることになりますが、感染防止策の徹底などについて、ぜひ皆様の愛する方、ご家族を守るための協力をお願い申し上げます。